

意見書案第 18 号

国による障がい者雇用率偽装問題の徹底解明と再発防止を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年9月14日

福岡市議会

議長 川上晋平様

提出者 福岡市議会議員

堀内徹夫

森あや子

熊谷敦子

倉元達朗

近藤里美

田中丈太郎

国による障がい者雇用率偽装問題の徹底解明と再発防止を求める意見書

国土交通省や総務省などの中央省庁が、雇用する障がい者の数を42年間にわたって水増ししていたことが明らかになりました。障害者雇用促進法では、障がい者の就労機会を拡大するため、企業や国・自治体などに一定割合以上の障がい者を雇うことを義務付けており、原則として、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳を持つ人、児童相談所などで知的障がい者と判定された人たちを対象としています。ところが、国は障害者手帳の確認など国の指針で定めた措置を採らず、対象外の職員を上乗せすることで障がい者の雇用率を引き上げており、対象外の職員を除くと、多くの省庁で雇用率が1%未満という事態となりました。

障がい者の法定雇用率について、国・自治体は2.5%、企業は2.2%と、国・自治体が高く設定されていますが、これは、国が民間企業の模範となる役割を担っているからです。また、民間企業には法定雇用率を下回れば納付金を課す事実上の罰則がありますが、国にはありません。障がい者雇用を促進し、指導する立場にある国が雇用率を偽装していたことは、障がい者施策を行う行政への信頼を根本から覆す裏切り行為そのものです。

厚生労働省が障がい者の雇用状況について調査を始めてから、結果を公表するまでに2か月を要したにもかかわらず、2016年以前の雇用状況については公表されていません。全容解明には程遠い状況であり、国は偽装問題の実態を過去に遡って明らかにするべきです。障害者権利条約を批准した国としての責任が問われている今、中央省庁の組織的・構造的問題にもメスを入れ、不正の根を断つことが急がれます。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、国会での閉会中審査を行うなど、国による障がい者雇用率偽装問題の徹底解明と再発防止策を早急に講じられるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，厚生労働大臣 宛て

議長 名